

令和6年度 下水道管路管理技術に関する新技術の公募

①安全管理技術

現場作業の安全性の向上に寄与する技術について募集する。

たとえば、長距離大口径管きょ内の換気・通信技術、設置・撤去が容易な流失防止技術、マンホール内の転落・落下防止技術、緊急避難技術、車両運行管理技術など。

②業務効率化技術

下水道管路管理業務の効率化等を図れる技術について募集する。

たとえば、長距離大口径管路の調査・清掃技術、点検困難箇所（流量の多い幹線管きょや圧送管等）の点検技術、調査精度や施工品質等の向上を図れる技術、作業コスト及び作業スピードの向上を図れる技術など。

③その他

1. 募集期間

本日より令和6年3月31日まで

2. 採否の決定

応募のあった技術のうち当協会の新技術支援制度として実施するものについて、応募期間終了後3か月以内を目途に決定しお知らせします。

3. 採択技術への支援

以下のような支援を行います。

- ・採択された技術を実用化するために必要な試験場所の確保・斡旋
- ・現場での試験等にかかる費用の一部負担（最大百万円まで）
- ・アドバイス

4. 開発期間

実用化に向けた試験等を行ってもらい、最終的に採択の通知があった2年以内に開発を完了していただきます。

5. 成果報告

この制度により得られた成果については報告書を提出していただきます。

6. 成果の普及

当協会のセミナー等の機会を通じて技術の普及を図ります。

7. 応募先・問い合わせ先

応募される方は下記へお電話ください。

公益社団法人日本下水道管路管理業協会 技術部 米川

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-5-11 岩本町T・Iビル4F

TEL:03-3865-3461 FAX:03-3865-3463 メール:gijyutu@jascoma.com

下水道管路管理技術に関する新技術提案申込書

令和 年 月 日

公益社団法人日本下水道管路管理業協会会長 様

申込者 会社・団体名 _____

代表者名 _____ 印

下記のとおり新技術提案書等を添えて申し込みます。

会社・団体名	ふりがな
会社・団体所在地	〒
	Tel : _____ Fax : _____
担当者名	役職 : _____ 部署 : _____
	Tel : _____ Fax : _____
	E-mail : _____
提案技術の名称	(商品名、又は提案技術の内容を的確に表現した名称を記入してください。)
提案技術の概要	(100文字以内で、わかりやすく簡潔に記述してください。)
提案技術の開発レベル	(該当する口に印をつけてください。) <input type="checkbox"/> 開発段階 <input type="checkbox"/> 実証段階 <input type="checkbox"/> 導入・普及段階

※ 提案を共同で行う場合、代表者以外の提案者は本申込書をコピーして、提案者毎に提案技術の名称まで記入してください。

※ 新技術提案書、提案者の概要（当協会会員は省略可）を添付してください。

新技術提案書の項目は以下のとおりです。ポイントを明確にし、簡潔に記述してください。

1. 技術の名称
2. 提案理由
3. 技術の内容（補足として参考資料の添付可）
4. 従来技術及び類似技術との差異（技術面、コスト面、効率・効果等）
5. 開発レベル（実用化の程度及び実用化に向けた課題等。利用・施工実績があれば添付）
6. 現場試験の概要（目的・目標、試験場所の規模、試験実施方法、スケジュール等）
7. 団体名、担当部署及び担当者

新技術支援に関する規程

制定 平成20年11月28日（理事会議決）
全部改正 平成22年12月7日（理事会議決）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「管路協」という。）の新技術支援に関する必要な事項を定め、下水道管路管理に関する新技術の開発を促進することを目的とする。

（対象）

第2条 対象となる技術は、管路管理に関する新技術全般とする。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 新技術の管路での実用化のための試験の援助（試験場所の選定やあっ旋等）。
- (2) 新技術の管路での実用性を確認するための経費の負担。ただし最大限度額を百万円とする。
- (3) 会員及び管路管理に関する業者並びに公共団体に対する新技術の研修。

（募集）

第4条 公募は、管路協がテーマを設定し管路協のホームページに掲載するなどの方法によりおこなう。

2 応募者は公募テーマに沿った内容のものを所定の応募書式に必要事項を記載し、所定の期日までに管路協へ提出する。

（採択）

第5条 管路協は、応募のあった新技術について技術委員会で審査し、理事会で採択を決定する。ただし技術委員会や理事会のメンバーが利害関係者の場合は当該利害関係者は審査や決定には関与できない。

2 管路協は、応募者に対し採択結果を通知する。

（支援の実施）

第6条 管路協は、当該年度内に選定された新技術に対する支援を当該年度から行う。新技術開発者は採択の通知があった日から2年以内に実用化できるよう努力しなければならない。

（成果報告）

第7条 支援を受けた新技術開発者は、管路協の求めに応じて支援による成果について報告を行う。

（工業所有権）

第8条 工業所有権の取扱いについては、別に定める。

（その他）

第9条 本規程の運営については別に定める。

付 則

1 この規程は、平成20年11月28日から施行する。

附 則

1 この規程は平成23年1月1日から実施する。ただし、平成23年1月1日時点で改定前の規定で実施している案件は改定前の規定を適用する。

新技術支援に関する規程第8条の規定に基づく工業所有権の取り扱いに関する規程
制定 平成23年6月9日（理事会議決）

（目的）

第1条 新技術支援に関する規程（全部改正平成22年12月7日理事会議決）第8条で別に定めるとしている工業所有権の取扱いをこの規程で定める。

（対象）

第2条 新技術支援に関する規程に基づき採択された新技術のうち実用化を行うために改良等を行う場合を対象とする。

（職務発明と共同出願）

第3条 対象技術の実用化を図るに当たって改良等を加えた場合に、改良等に本協会役職員や委員等（以下「役職員等」という）が貢献し発明を行った場合は職務発明とし本協会は当該発明に係る役職員等の特許を受ける権利を承継できるものとする。

2 権利を承継した発明については特許申請等を新技術持ち込み者と本協会が共同で行うものとする。

（権利の配分）

第4条 前条に基づき特許申請等を行う場合の新技術持ち込み者との権利の配分は当該技術を完成させるまでの当該発明の役職員等と新技術持ち込み者とのそれぞれの寄与度について本協会と新技術持ち込み者とで協議を行い決定する。

（実施補償金）

第5条 第3条に基づき出願した特許等について、当該役職員等から請求があった場合には本協会は予算の範囲内で実施補償金を支払う。ただし委員への支払いは本人ではなく委員の派遣元に行う。

2 前項の実施補償金は毎事業年度の最終日に当該事業年度の当該発明に関する収入実績（当該年度の当該特許等からの収益から特許等の維持管理に要する費用を控除した後の金額）に応じ以下の算定式により算出した金額とする。

収入実績が100万円以下の場合 収入実績額×100分の50

収入実績が100万円を超える場合 50万円+（収入実績-100万円）×100分の25

附 則

1 この規程は平成23年6月9日から施行する。